

馬場ひでゆきの活動日誌

No.40

私は、この9月定例会から、産業経済委員会に属することになりました。商工業、農林水産など産業全般を扱います。産業経済委員会（10月1日～3日）での私の質疑を紹介します。

※ ※ ※

（馬場）中山間地域では耕作放棄地が拡大している。上越地域では、耕作放棄地にそばやもぎを栽培して成果を上げていると聞いているが。

（地域農政推進課長）そばは生産面では粗放的な管理が可能で水稲と作業が競合しない、追加の機械設備がいらない、販売面

でも県内には多くの蕎麦屋さんなどの実需者がいる。よもぎは一度植えると2年目からは特別な管理なく安定して収穫できる、鳥獣被害には遭いにくい。お灸だけでなく健康食品、染料などにも活用されていて販路が拡大している。

高齢化が進み、地理的条件が不利な中山間地でも収益の確保が期待できるし、耕作放棄地防止という観点もある。地域の活性化の観点も含め、地域の実情に応じた作物の振興を支援していきたい。

（馬場）中山間地等直接支払制度が今年度第5期の最終年になり、次年度から新規の協定を締結することになる。地元を回っているという将来的な計画が立たないという話も聞く。次期に向けての県の対応は？

（地域農政推進課長）非常に重要な制度だが、過疎化、高齢化の進行に歯止めがかからず、営農継続集落機能の維持が難しい地域が存在するというのは承知している。

県としては近隣集落の連携、省力的な農地の維持管理などを働きかけながら、新たな人材の確保や外部支援組織との連携などの取り組みにつき引き続き支援をしていく。

（馬場）中山間地の農家の方から「中山間地農業は市場原理になじまない」と言われた。まったくその通りだと思う。

農家の決算報告書をみても、直接支払金によって何とか営農を維持できているという印象だ。中山間地にとってはなくてはならない制度なので、引き続きの努力をお願いしたい。

10月5日～10月18日

●10月5日 上越高校120周年記念祝賀会（デユオ・セレッソ）

●10月8日 県議会連合委員会

●10月11日 県議会常任委員会

で採決

●10月12日 第54回上越市民スポーツ祭市民卓球大会（上越市総合体育館）で開会あいさつ

●10月12日 大潟漁港視察



束ねた稲を機械に通して稲から籾を分離させます。

●10月12日 「高田世界館」野外上映会 夕闇の中で映画館前の広場にスクリーンを設置しての上映会。隣の喫茶店「世界ノトナリ」さんは露店を出している感じ。子ども連れ家族がたくさん来てくれました。子どもさんたちにも楽しかったという思い出が残ればいいですね。

●10月13日 中ノ俣「棚田学校」で脱穀作業。昔使われていた「千歯こぎ」「足踏み式脱穀機」も見せてもらいました。

●10月13日 前山忠さん個展「鏡・空間・視界」（大島画廊）訪問

●10月15日 県議会・本会議、補正予算案などにつき採決

国際原子力機関（IAEA）が求める深層防護体系

	防護レベル	目 的
プラントの 当初設計	レベル1	異常運転や故障の防止
	レベル2	異常運転の制御及び故障の検知
	レベル3	設計基準内への事故の制御
設計基準外	レベル4	事故の進展防止及びシビアアクシデントの影響緩和を含む、過酷なプラント状態の制御
緊急時計画	レベル5	放射性物質の大規模な放出による放射線影響の緩和

なくそて原発2024柏崎大集会

司法は原発を止めることができるのか

元裁判官 井戸謙一さんのお話

9月29日柏崎市で「なくそて原発2024柏崎大集会」が開催されました。900名余が参加しました。そこでの井戸謙一さんのお話を紹介します。

※ わからないことが多すぎる ※

私は、2006年に金沢地裁で耐震設計の不備を理由に運転差し止めの判決をした。しかし、その当時は本年1月の能登半島地震を起こした断層の存在は明らかになつていなかった。どこ

多重防護の考え方は実は社会通念

1 船舶安全法

救護設備を備えていなければ、どれだけ船舶本体の安全性を高めても、航行の用に供することは禁じられている

2 航空法

非常用脱出用スライドを備えていなければ、どんなに航空機本体の安全性を高めても、航空の用に供することは禁じられている

に活断層があるのか、まだまだわからないことが多い。それが能登半島地震で証明された。

●「原発事故は起きない？」と考える裁判所の非常識

原発差し止め事件で、住民側敗訴判決のほとんどは、重大事故が起こることを証明しないかぎり、避難計画が合理的かどうか判断する必要はないとして、電力会社側を勝たせている。

例外は、水戸地裁2021年3月18日判決で「原発の安全性は第1層から第5層を確保することにより図られる。一つでも欠落すれば、その原発は安全であるとはいえない。」とした。

●多重防護は世間の常識

原発の運用における国際基準は深層防護・多重防護だ（左上図）。つまり、原発のトラブルを起こさせない（レベル1〜3）、過酷事故が起きてもできるだけ小さくする（レベル4）、事故で放射能が放出された際適切な避難計画で住民を守る（レベル5）というもの。どれが欠けても安全は確保されない。これが世間常識、社会通念だ。

船舶安全法や航空法も、海難事故、航空事故の可能性がゼロでないことを前提として、法律を作っている（左図）。

しかし住民側を敗訴させた原発判決の論理を船舶の安全性に

原発判決を船の航行の安全の話にあてはめると

救命ボートを積んでいない船舶が出航しようとしているので、航行の差し止めを申し立てた事例において、「原告は、今回の航海で海難事故が起こる具体的危険があることを立証していないから、救命ボートを積んでいなくても、その航行を差し止めない」というもの。

→ それでいいのか。海難事故の可能性がゼロではない以上、救命ボートを積んでいないこと自体具体的危険ではないか。

ついてあてはめると、原告が事故発生の具体的危険性を明らかにしない限り、救命ボートを積んでいなくとも差し止めはしない、ということになる（右図）

これはおかしい。今までの判決が世間の常識に反していることは確信をもっている。

●世論の盛り上げが重要！

重大事故の発生を前提にして避難計画の合理性の立証を電力会社側に負わせるように裁判所の考えを転換させることが必要。そのためには、法定外で運動を盛り上げることが重要だ。

「現場の裁判官は多かれ少なかれ矜持を持っている。様々な要素のせめぎ合いの中で結論が出る。明快な理由で判決が書けること、世論の後押しがあることが大きい」「最高裁が差し止めを是認せざるを得ない状況を法廷内外でどう作っていくかが課題だ」

井戸謙一さん。弁護士。元裁判官、2006年3月、金沢地裁の裁判長として志賀原発2号機に対し運転差し止めを命じた。

発行責任者：馬場ひでゆき事務所

住所 新潟県上越市本町3丁目3番3号

ダイヤパレス高田武番館2階

電話 025-546-7110

ファックス 025-546-7666

メール kengi-babahideyuki@wind.ocn.ne.jp